

大分市地産地消促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 大分市地産地消促進計画（以下「計画」という。）に基づき、「農」と「食」の連携をキーワードに、消費者、生産者及び食品関連事業者等が一体となった多彩な地産地消を促進するため、大分市地産地消促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画に基づく事業の促進に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 計画の変更等に関すること。
- (4) その他地産地消の促進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 市民の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 参画依頼の期間は、2年を1期間とする。ただし、補欠の委員の参画依頼の期間は、前任者の残任期間とする。

2 複数の期間につき委員に参画依頼することは、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めたときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、商工農政部産業振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年 5月 1日から施行する。